

公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

長浜市立学校施設の簡易型ESCO事業による照明設備LED化委託業務（第2期）その2について、公募型プロポーザル方式により契約の相手方の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和8年6月1日

長浜市長 浅見 宣義

1. 業務概要

(1) 業務名

長浜市立学校施設の簡易型ESCO事業による照明設備LED化委託業務（第2期）その2

(2) 業務内容

本事業の対象施設3校の照明設備LED化に係る以下の委託業務を行う。

- ア 現地調査・詳細設計
- イ 施工図面（プロット図程度）の作成
- ウ 照明器具の発注手続・施工・施工監理
- エ 既設照明器具等の撤去・リサイクル・廃棄処分
- オ 省エネルギー効果表の作成
- カ 完成図書等の書類作成
- キ その他

(3) 業務期間及び業務機関

契約締結日の翌日から令和9年3月31日

2. 実施形式

公募型プロポーザル方式

3. スケジュール

令和8年	6月12日	質問書の受付期限
令和8年	6月16日	質問への回答（予定）
令和8年	6月23日	参加表明書及び資格確認の提出期限
令和8年	6月25日	参加資格審査結果の通知
令和8年	7月3日	企画提案書の提出期限
令和8年	7月7日	プレゼンテーション
令和8年	7月24日	選定・非選定通知

4. 参加資格要件

(1) 応募者

- ア 応募者は、本事業を行う能力を有する「単体企業」あるいは「グループ（複数の企業

の共同)」とする。

イ 単体企業として応募する場合、応募者は次のウ(1)～(4)で示す各構成員の役割をすべて単独で担い、(2)で示す要件の全てを満たす者でなければならない。

ウ グループで応募する場合、次の(1)～(4)で示す役割を担う構成員をすべて明らかにし、各役割を担う構成員は(2)で示すそれぞれの役割ごとの資格要件を満たすものでなければならない。また、構成員のうち事業役割を担う構成員を代表企業とすること。

- (1) 事業役割：本市との対応窓口となり、契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負う。
- (2) 設計監理役割：現地調査及び詳細設計に関する業務及び工事監理に関する業務を行う。
- (3) 機器調達役割：工事による設置する機器を調達する。
- (4) 施工役割：機器の改修工事を行う。

エ 事業役割は、代表企業となる構成員1者のみで担うこと。その他の役割は、1者又は2者以上の複数の構成員で担うことができる。

オ 事業役割を担う応募者が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業役割に関する合意書(任意書式)を本市に提出してください。また、事業役割の構成企業の代表者は、本市との対応窓口となり、契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負う。

カ 本市との協議及び検査等には、事業役割を担う構成員に加え、当該事項に係る各構成員が立ち会うこと。

(2) 応募者の要件

ア グループの全ての構成企業及び単体企業に求める要件

- 1 令和8年度長浜市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- 2 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- 3 提案応募時点において市税、県税又は国税を滞納していないこと。
- 4 長浜市入札参加停止基準要綱に基づく入札参加停止措置を現に受けていない、又は、提案応募時点において長浜市入札参加停止基準要綱の別表第1及び別表第2の各号に該当しない者であること。
- 5 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- 6 次のいずれかにも該当しない者であること。
 - (1) 役員等(個人事業主である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいう。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するな

ど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められる者

イ 事業役割の企業及び単体企業に求める要件

1 令和2年度以降において、次のいずれかの事業の受注実績が1件以上あること。(現在実施中の事業でも可)

(1)ESCO 事業

(2)省エネルギー保証を伴う賃貸借事業

(3)1件当たり500台以上の照明器具のLED化を賃貸借事業

(4)1件当たり500台以上の照明器具のLED化工事(元請に限る)

2 本市との窓口及び事業遂行を円滑に行うための拠点を、滋賀県内に有すること。

3 直近の決算年度の経常利益が黒字であること。

ウ 設計監理役割の企業及び単体企業に求める要件

1 一級建築士、建築設備士、一級電気施工管理技士、技術士(電気電子部門-電気設備、総合技術監理部門-電気電子-電気設備)のいずれかの資格者又はこれらの資格者を3か月以上雇用している者であること。

2 上記1の資格者を、本事業の担当者として配置できる者であること。

エ 施工役割の企業及び単体企業に求める要件

1 提案応募時点において有効な経営事項審査結果通知を受けていること。

2 本事業による照明器具の施工台数の過半数以上を、長浜市内に本店を有する建設業者に施工させることができる者であること。

3 工事の配置技術者として、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する技術者を専任で1人以上配置できる者であること。

4 工事の配置技術者は、「ウ,2」と同一人物でないこと。

オ その他

「長浜市立学校施設の簡易型ESCO事業による照明設備LED化委託業務(第2期)その2公募型プロポーザル募集要項」のとおりとする。

5. 企画・技術提案書作成方法

(1) ESCO 提案時の提出書類

次の提出書類をA4縦長ファイルに綴じたものを2部(正1部、副1部)及びPDFデータを提出すること。

ア 提案書提出届(様式第8号)

イ 提案書(様式第9号)

(2) 作成要領

(一般的事項)

(1)企画提案書の様式

原則としてA4版用紙縦置きで、横書き両面印刷、左綴じとし、使用するフォントの種

類は指定なしとし、大きさは 11 ポイント以上とすること。補足資料は、必要に応じて、A4 版縦、A3 版横で使用すること。A3 版の用紙を使用する場合は、片面印刷とし、片袖折りにすること。

(2)企画提案書のページ番号

ページ下部にページ番号を振ること。

(3)使用言語

日本語とする（ただし、専門用語を除く。）。

(4)記載内容

明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対して配慮してください。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記載を心がけること。

(5)エネルギーに関する換算値

エネルギーに関する計算においては、下表の換算値で行うこと。

一次エネルギー換算係数 ※1	8.64MJ/kWh
二酸化炭素排出係数 ※2	0.414kg-CO2/kWh

※1 「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則」第四条第3項第二号による。

※2 環境省（電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)令和6年度実績）(株)エネット 調整後排出係数（参考値）事業者全体による。

ア 事業費及び積算根拠資料（様式第 10 号）

メーカー名、品番、光束 (lm)、消費電力 (W) を入力すること。また、照明器具 1 台当たりの単価・取付費・撤去処分費、現地調査費、詳細設計費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費及びその他経費を記入し、事業費の総計を算出すること。

イ 削減量算出根拠一覧（様式第 11 号）

事業対象となる 3 校の電気使用量の削減量について、省エネルギー改修前と省エネルギー改修後の使用量及び削減量を示すこと。（様式第 10 号による自動計算）

ウ 事業効果算出表（様式第 12 号）

電気料金年間削減予定額、一次エネルギー及び二酸化炭素排出の削減効果、事業費回収年等について示すこと。（様式第 10 号による自動計算）

但し、ここで示す電気料金年間削減額には、現状のメンテナンス費等の付加分は見込まないものとする。

エ 提案書

様式第 9 号を利用し、提案内容をまとめること。特に、次の(1)から(4)に該当する様式については、次の内容を踏まえ、各様式の作成をすること。

(1)工事中の対応(様式第 9 号の 1)

工事施工に当たり、仮設計画や施工方法の概略、安全管理・工程管理の方法、施設の運営・業務への配慮、品質管理等に関する内容について、明記すること。特に、小中学校においては、児童・生徒・教員等、工事の手順・対応・注意等を必ず記載すること。

(2)市内業者の活用に関する提案（様式第9号の2）

ESCO 事業の工事等における市内業者の活用に関する提案について記載すること。
また、照明器具施工台数に占める市内業者による施工台数の割合を示すこと。

(3)LED化改修等の説明（様式第9号の3）

LED化改修提案の内容、エネルギー削減量等に関する技術的根拠、現状の器具仕様あるいは本市の要求仕様を満足していることについて記載すること。また、要求仕様、必須改修内容を上回る提案がある場合は記載すること。

(4)使用機器提案書

様式第10号で提案するLED照明器具の各製品のカタログやパンフレット等の写しで、仕様の詳細がわかるページを添付すること。

オ その他補足資料

提案書に補足説明する場合の書式は自由とする。

6. 審査方法

本要項及び仕様書等に基づき提出された企画・技術提案書等について、プロポーザル選定委員会が審査を行う。

審査は書類審査とプレゼンテーション（企画・技術提案書の説明15分以内）及びヒアリング（質疑応答20分以内）を行い、提案内容を総合的に審査する。

(1) 審査日時

令和8年7月7日（火）を予定しており、時間や場所等の詳細については別途連絡を行う。

(2) 審査項目

別紙2「審査採点表」による。

(3) その他

ア 複数の提案者がいる場合の説明順は企画・技術提案書を受け付けた順とする。

イ 提案者が1者であっても、本公募型プロポーザルは成立するものとする。

ウ パワーポイント資料や映像資料、企画提案書等の使用については特に制限を設けないが、企画提案書等と同一内容とすること。

エ 会場には、当市でパソコン、電源、モニターを用意する。

オ エに記載の機器を使用しプレゼンテーションを行う場合は、令和8年7月6日（月）正午までに8に記載のメールアドレス宛にデータを送付すること。

※当日は「Microsoft Office LTSC Standard 2024」及び「Adobe Acrobat Readerバージョン 2025.001.20630」が搭載されたパソコンを用意する。なお、プレゼンテーション当日に資料の表示不具合等が発生した場合、本市は一切の責任を負わない。

カ 公正な審査を行うため、事業者を特定できる情報（会社名・代表者氏名・住所等）を伏せてプレゼンテーションを行うこと。

キ 同点の場合は各委員から意見聴取し、順位を決定する。

7. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

災害時などやむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を長浜市に請求することはできないものとする。

(3) 参加辞退の場合

表明書の提出後又は企画・技術提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式第7号）を担当課あてに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 募集要項等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 見積上限額が設定された場合に、提案書の金額が見積上限額を超過したとき

キ 提案審査において最低基準点が設定された場合に、その最低基準点を評価点が下回ったとき

(5) 著作権等の権利

企画・技術提案書等の著作権は、当該企画・技術提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画・技術提案書等の書類については、本市に帰属するものとする。

(6) その他

申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

8. 問い合わせ先

長浜市役所 教育委員会事務局教育総務課 施設管理係

滋賀県長浜市八幡東町632番地

電話番号 0749-65-8603

FAX番号 0749-65-6540

E-mail kyouiku-soumu@city.nagahama.lg.jp